

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日に當るときは、その翌日)

一 認可年月日

昭和五十年十二月二十三日

二 農用地利用増進規程を備え置く市町村の事務所の所在地
八頭郡郡家町郡家 郡家町役場

鳥取県告示第千百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

基本測量の終了

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

△教委規則
鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部を改正する

告 示

鳥取県告示第千百八十六号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十
五条の三第一項の規定に基づき、郡家町農用地利用増進規程を認可したの
で、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定によ
り、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市西福原字堀川尻乙一五三七の一から一五三七の九まで
二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千百八十九号

大山町から申請のあつた町営土地改良（明間地区農業用用排水）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月二十二
日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百九十号

江府町から申請のあつた町営土地改良（池ノ内地区農業用用排水）事業
は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項
において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月二

十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通
知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（一等水準測量及び湖沼測量）

二 作業地域 米子市

三 終了年月日 昭和五十年九月二十一日

鳥取県告示第千百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に
に基づき、津ノ井地区区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法
同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財團法人鳥取開発公社

理事長 金田裕夫

鳥取市本町三丁目一〇二番地

協同組合鳥取鉄工センター

理事長 山根四郎

昭和四十九年十二月十二日
七 変更認可の年月日
昭和五十年十二月二十日

鳥取市津ノ井二〇七番地 米村 勇吉

鳥取市桂木三〇六番地四 大石賀寿雄

鳥取市桂木二六一一番地六 山田 善久

鳥取市桂木二六四番地一 山田 末子

大阪市東住吉区桑津町二丁目一〇番地

福島 二郎

事業施行期間

昭和四十九年十二月十七日から昭和五十二年三月三十一日まで

施行地区

鳥取市津ノ井字五反田、字朽添、字荒田及び字上遠沖の各一部、東大路字長峯の一部、桂木字五反田、字大工田、字上一ツ橋、字一ツ橋及び字上五反田の全部並びに字外砂田、字橋詰、字会地向、字西ヶ岡及び字四反田の各一部並びに船木字下樋詰、字上樋詰及び字沖の全部並びに字茶屋前及び字植松の各一部

土地区画整理事業の名称

津ノ井土地区画整理事業

事務所の所在地

鳥取市西町一丁目二〇一番地

施行認可の年月日

財団法人鳥取開発公社

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会教育長専決事務規則(昭和二十三年十一月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「事務は」を「事務は、」に、「に委任する。但しその概要是」を「事項とする。ただし、その概要是、」に改め、同条第三号を削る。

第三条中「第一條に規定」を「第一條の規定により専決事項と」に、「対して事務の専決を委任する」を「専決させる」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、第一條ただし書の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和五十一年一月一日から施行する。